

帰国子女特別入学試験の経験

東北大学・山本敏行

東北大学医学部では、昭和60年度の入学試験から、帰国子女に対する特別選抜を行っている。この特別選抜は、63年度までまだ4回しか実施していないから、とてもその評価を云々できるほどのデータの蓄積はない。はなはだ乏しい経験に過ぎないが、ここに、できるだけありのままを報告して、御参考に供したいと思う。

I 実施に至るまで

海外で活動する邦人の増加に伴い、帰国子女に対して、大学入試に特別の配慮が必要だとする世論を受けて、文部省が「大学入学者選抜実施要項」の改正を各大学に通知したのは、昭和57年6月25日付である。これによって、各大学では、58年度から帰国子女に対し特別な入学者選抜を行うことが可能となった。

東北大学は、開学以来「門戸開放」の学風があり、理科大学では、大正2年の第3回入学者募集において3名の女子を入学させ、当時大センセーションを巻き起こした。その伝統もあって、わが医学部教授会では、一般の受験生に比べて明らかに不利な状況に置かれている帰国子女に対し大学は門戸を開くべきだ、とするような議論は比較的通りやすい。

しかし、上記の通知を文部省から受けたころは、わが医学部教授会は、一般の受験生に課す第2次学力検査の教科の再検討を迫られていて、すぐに帰国子女特別選抜に取り組める状態では

なかった。我々が帰国子女特別選抜の検討に入ったのは、58年度の中頃であったかと思う。60年度の入試からこれを実施に移すには、遅くとも59年7月には「学生募集要項」を発表しなければならない。そのころ、本学工学部でも帰国子女と在外子女の特別入学試験について検討を開始したので、両学部は互いに連絡をとりあいながら、59年7月の「募集要項」発表を目途に、検討を急ぐことにした。

実施の決定に至るまでに、教授会ではずいぶん時間を掛けて、さまざまな論議を積み重ねた。例えば、帰国子女に対する特別選抜の必要性、特に、特別選抜を行うとすれば入学者定員の枠内でとることになるが、それでもなお特別選抜を行うべきか否か、出願資格をどのように定めればよいのか、一般学生とは入学時の学力水準が異なるだろうが、そういう学生をどのように指導するのか、落ちこぼれは出ないだろうか、具体的な選抜方法をどうするか、等々である。これらについて論議の内容を逐一記すことは本文の趣旨ではないので、これは割愛して、次に、実際の選抜について述べてみよう。

II 出願資格

第一回、すなわち60年度の出願資格は、次のように定めた。

日本国籍を有する者で、次の1又は2のいずれかに該当するもの。

ただし、昭和58年3月31日以前に帰国（一時的な短期の帰国を除く）した者は、出願資格を認めない。

- 1 学校教育における12年の過程を修了した者又は昭和60年3月31日までに修了見込みの者で、原則として、外国において最終学年を含め、2年以上継続して正規の教育制度に基づく学校教育を受けているもの。
- 2 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を授与された者で、昭和60年3月31日までに18歳に達するもの。

注① 外国に設置された学校等であっても、日本の学校教育法に準拠した教育を行っている学校に在学して教育を受けた期間は、「2年以上」という期間には算入しない。

- ② 共通第1次学力試験は受験しなくてもよい。

以上の出願資格で志望者を募集したところ、61年度（もちろん年度に応じ上記の文章の中の年数は訂正してある）の志望者の中に、日本の高等学校を途中で退学して、単身で外国に渡り、2年間で資格を得て帰国し、受験するものが現れた。これは「外国で活動する邦人の子女」として我々が考えていたところとは違うケースだった。しかし、出願資格には合致している。

特別選抜は、一般の入学者選抜より受験生にとって有利な条件で選抜するわけだから、このようなケースが増えてくると、特別選抜の趣旨が損われるのではないかという疑問が生じた。そこで、とりあえず1987年度からは、第1項の「2年以上継続して…」というところを「3年

以上継続して…」に、また注①の「2年以上」を「3年以上」に改正した。

しかし、第2項、すなわち国際バカロレア資格証書を授与された者の項には手をつけなかった。国際バカロレア資格は、然るべき教育機関で2年以上教育を受ければ、取得にトライすることができる。そのため、1988年度においても、在外期間2年でこの資格を取得した者の応募があった。これに対して、大学は出願資格を認めないわけにはいかなかった。

また、子供の頃から長い間外国で育って、高校卒業が近くなってから帰国し日本の高校を卒業した者は、出願資格がない。この点も一考を要するのではないと思われる。

III 選抜方法

1 提出書類

出願に際しては、志願書等のほか、①出願資格を証明するための資料、②卒業（修了）した高等学校等の教員（学校長が望ましい）が作成した推薦書、③成績証明書、④「医学を志望した動機」について、日本語により、800字程度で記述した、志願者本人の自筆のレポート、⑤各国の国家試験等の統一試験成績評価証明書、⑥健康診断書、の提出を求めている。

まず、これらの提出書類に基づいて、第1次選考を行うのである。第1次選考においては、主として出願資格の有無を問題にしてきた。出願資格が認定されて提出書類が整っていれば、第1次選抜は合格としていた。

②以下の書類、特に②～⑤は、第2次選考の重要な資料として使用した。

2 学力試験

学力試験と面接試験は、日本語で行っている。

学力試験には、①理科（物理、化学、生物の3科目の中から2科目を選択）、120分、②数学（代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計）、90分、③英語、60分、の3教科を課している。

理科と数学は、一般の第2次学力試験の問題に比べればずっと易しくしてあるが、それでも成績が良くない。面接のときに尋ねると、習ったことのない範囲の問題で、全然手がつけられなかった、などということを再三聞く。

もちろん学力試験の成績は選抜の重要な要素にしているが、一般の入試とは違って、学力試験の成績だけで及落がほとんど決まってしまうということはない。提出書類の②～⑤及び面接試験の成績も重視しているのである。

3 面接試験

面接試験は、学力試験の翌日に行っている。個人面接の形で、1人20～30分間ほどの時間を掛ける。試験官は、医学部と教養部の教授数名である。

面接してみると、明朗快活で、自分の考えをはきはき述べる、好ましい印象の受験生が多いことに気付く。受験勉強に疲れ果てたような感じを受けることはない。

4 第2次選考

提出書類の調査結果、学力試験成績及び面接試験の成績を総合判定して、合格者を決定する。

IV 受験状況

特別選抜を始めてから1988年度までの受験者数、合格者数、入学者数は表のとおりである。

年度	受験者数	合格者数	入学者数
1985	6	1	1
1986	5	3	2
1987	8	4	3
1988	2	1	1
計	21	9	7

このように、これまで21名が受験し、うち9名が合格している。合格率は43%である。決して低くない。合格者9名のうち4名が男子、5名が女子である。男子4名は全員入学したが、女子5名のうち2名は実際には入学しなかった。他の大学にも合格して、そちらに入学したものと思われた。

海外に赴任するとき、女の子は連れていくが、男の子は、大学受験のことを考えて日本に残していく傾向があるためか、受験生は比較的女子が多い。

1988年度の受験生がたった2名に減少したのは、気になるところである。原因はわからない。今後の推移を見守るほかはない。

V 入学後の追跡調査

特別選考で入学した帰国子女の入学後の学習状況について追跡調査を行っているが、まだ例数が少なく、結論めいたことは何もいえない。

入学した7名のうち1名は、医学進学課程で留年し、1年遅れて専門課程に進んだ、他の6名は、飛び抜けて成績優秀なものも見当たらない。

いが、あまり問題なく授業についていっているようである。

ただし、入学前に履修したことのある教科・科目はまったく問題ないが、学生によって、履修したことがない科目があつて、その単位取得には、教える方も習う方もそれぞれ苦勞するらしい。しかし、それは覚悟のうえで特別選抜を行ったのだから、教えるのに手が掛かるのはやむを得ないだろう。

1987年度まで、医学部に熱心な教授がいて、その方が、帰国子女の学生の面倒を、私生活にまで及んでよく見ておられた。外国で育って、環境の違った日本の大学にいきなり入るわけだから、何かと相談にのってくれるチューターのような人の存在は、大きな意味をもつ。

そのような配慮をすれば、帰国子女なるがゆえの学生生活の支障は、あまり心配がない。逆に一般学生が、違った文化圏で育った学友から何らかの影響を受けることは、大いにあり得るようである。本学では、工学部に入学した帰国子女の一人が、学生数約5千を擁する教養部の学生自治会委員長に立候補して、見事に当選を果たし、執行部を率いたことがあった。これも、そのような影響の一つの現れかと思う。

VI 今後の問題点

1 出願資格について

東北大学医学部が実施している特別選抜において、出願資格の決め方になおすっきりしない点があることは、すでに述べたとおりである。今のままで、海外で活動している邦人の子女に対し、果たして本当に大学が門戸を開いたこと

になっているのか。出願資格は、この制度の根幹に係わるものであるから、さらに検討の要があるだろう。

もし社会の需要に適合した制度になっているならば、ますます発展するであろうが、趣旨にそぐわない制度になっているとすれば、その発展は望むべくもない。その意味で、1988年度の志望者がたった2名というのは、大いに気に掛かる。将来の推移を注意深く見守りながら、時機を失せず「募集要項」を見直すことが必要であろう。

ただし、現在のところ、本学では、これを見直そうとする動きは出ていない。

2 試験の期日について

現在、一般の入学者選抜においては、国立大学の第2次学力試験の期日が全国的に統一されていて、各受験生は、原則として国立大学は二校までしか受けることができない。一方、帰国子女特別選抜の学力試験は、各大学がばらばらに行っているので、受験生はいくつもの大学を掛け持ち受験することが可能である。この点で、一般の入学者選抜と特別選抜との間には整合性がない。将来、その整合を図る必要があるであろう。

VII おわりに

以上、東北大学医学部における帰国子女特別入学試験の経験を述べた。はじめにお断りしたように、この制度を始めてからまだ日が浅く、合格者の数も少ない。とても制度の成否を論ずることはできない。

人を育てるには、百年の大計が必要である。

東北大学医学部は、1989年度から「中国引揚者等子女特別入学試験」をも実施することにして
いる。このように、国際化の進展に伴い、大学
は今後ますます多様な社会の需要に応じて門戸

を開く必要に迫られるであろう。それには、受
験生のことをよく考えた迅速な対応と、そして
確固たる長期的視野とが、ともに大切である。